

狩猟者各位（入林届出者各位）

北海道知事 高橋 はるみ

道有林における狩猟入林規制の実施について

日頃より道有林の整備・管理の推進にあたり、ご理解ご協力をいただき、ありがとうございます。

さて、去る平成30年11月20日、恵庭市の国有林内において、業務中の北海道森林管理局の職員の方がエゾシカ狩猟をおこなっていた狩猟者に誤射され、亡くなられるという大変痛ましい事故が発生しました。

道有林においては、国有林と同様に、森林の整備・管理のため、年間を通じて道の職員や林業事業体が林内で業務を行っており、これまでも狩猟者の皆様に対しましては、関係法令と狩猟ルールの遵守をお願いするとともに、入林する職員等については、視認性の高い蛍光ベストやヘルメットの着用により、事故防止を図ってきたところでありますが、今回の事故を受け、道有林内においても同様の事故の発生を大変危惧しているところです。

また、12月14日には、森林内で業務を行っている林業関係団体から、道有林における銃猟についても、国有林と同様の入林規制措置を講ずるよう要請があったところです。

このようなことから、道としては、今後、事故の原因究明がなされ、必要な対策が講じられるまでは、森林内の安全確保を最優先とし、平成31年1月15日から3月31日までの間、これまでの規制に加え、有害鳥獣捕獲等を除き、平日における銃器による狩猟のための入林を禁止することとしました。

入林禁止措置等の詳細につきましては、別紙のとおりですが、土曜日、日曜日及び祝日や有害鳥獣捕獲等で狩猟を行う場合には、狩猟規制区域へは狩猟を目的とした入林をしないことや狩猟の基本的ルールのより一層の徹底をお願いいたします。

お問い合わせ
水産林務部森林環境局道有林課道有林管理グループ
担当：山本、河本、朝倉
〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
TEL：011-204-5519（直通）

平成31年1月15日～3月31日における道有林内での銃猟規制について（道有林野への入林について）

平成31年1月9日
北 海 道

狩猟者の皆様への通知本文に記載のとおり、恵庭市の国有林で発生した狩猟事故を受け、今年度の狩猟期間につきましては、次のとおりとしますので、御理解、御協力のほどよろしくお願いいたします。

1 狩猟規制区域について

狩猟規制区域の範囲の見直しを行いましたので、北海道のホームページから、最新の狩猟区域図を必ず確認し、狩猟規制区域へは狩猟を目的とした入林をしないようお願いします。

(http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/dyr/H29_syuryoukiseikuikizu.htm)

2 狩猟規制区域以外の可猟とされる場所について

狩猟期間のうち、土曜日、日曜日及び祝日のみの入林を認め、平日における銃器による狩猟のための入林を全面的に禁止します。

ただし、市町村の管理下で実施する有害鳥獣捕獲、森林室が実施するモバイルカリング及び西興部村の猟区は除きます。

3 開放林道及び狩猟通行路線について

開放林道は、これまで平日の通行を可能としてきましたが、狩猟通行路線と同じ取扱いとし、土曜日、日曜日及び祝日のみ通行を認めることとします。

※ 開放林道：一般車両による通行を含め、通年で開放している路線。

狩猟通行路線は、これまでどおり土曜日、日曜日及び祝日のみ通行を認めます。

※ 狩猟通行路線：狩猟期間中の土・日・祝日及び年末年始に限り、狩猟を目的とした車両の通行を認めている路線。

ただし、土曜日、日曜日及び祝日に森林作業を行う場合は閉鎖します。

4 胆振管理区（安平町、厚真町、むかわ町、夕張市及び由仁町）の入林禁止について

平成30年9月6日に発生した北海道胆振東部地震の影響により、林地の崩壊が多数発生していることから、胆振管理区（安平町、厚真町、むかわ町、夕張市及び由仁町）の道有林では、平日、土曜日、日曜日、祝日に関わらず、当分の間、入林を禁止しています。

5 実施時期

平成31年1月15日（火）から3月31日（日）まで（狩猟期間に限る。）